

自宅療養者等への往診による中和抗体薬療法促進事業事務取扱要領

制 定 3 福保感事第 4 6 6 3 号
令和 3 年 1 2 月 2 8 日
一部改正 3 福保感事第 6 3 9 6 号
令和 4 年 3 月 2 5 日

第 1 目的

この要領は、「自宅療養者等への往診による中和抗体薬療法促進事業交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、自宅療養者等への往診による抗体カクテル療法促進事業謝金の交付に関し、必要な事務取扱の基準及び方法を定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この要領において、下記のとおり定義する。

- (1) 「診療所等」とは、往診（高齢者施設への往診を含む。）で中和抗体薬を投与する地域の診療所、病院とする。
- (2) 「訪問看護ステーション」とは診療所等の指示に基づき、投与後の療養者に対する経過観察を行う機関とする。
- (3) 「バックアップ医療機関」とは、当該診療所等と連携し、投与後の病態悪化に対応する入院可能な医療機関とする。

第 3 交付対象事業

この謝金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

なお、対象者が新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養が解除等された場合、本事業の患者対象外とする。

- (1) 診療所等が、厚生労働省が示す中和抗体薬投与の条件に合致する投与対象者（以下、「対象者」とする。）に対し、往診（高齢者施設への往診を含む。以下同じ。）により、中和抗体薬の投与を行った場合
- (2) 診療所等が、(1) の投与を行った対象者に対し、投与後の経過観察を往診により行った場合
- (3) 訪問看護ステーションが、(1) の投与を受けた対象者に対し、診療所等からの依頼に基づき投与後の経過観察を訪問看護により行った場合
- (4) (1) の診療所等と連携するバックアップ医療機関が、中和抗体薬の投与を受けた対象者に対する投与後の健康管理体制の確保等を行うため、24 時間のオンコール体制を確保した場合

第 4 交付対象

この謝金の対象は、「登録届」（別記様式 1 - 1 から別記様式 1 - 3）を予め提出している要綱第 4 条に規定する医療機関及び訪問看護ステーションであって、第 3 に規定する事業を実施した医療機関及び訪問看護ステーションとする。

ただし都立病院及び自衛隊中央病院は対象外とする。

第 5 交付対象経費及び交付額

この謝金の交付対象経費及び交付額は交付対象者ごとに下表に定めるとおりとする。

交付対象者	交付対象経費	交付額
診療所等	往診により、中和抗体薬の投与を行うために要する経費及び投与後の療養者に対する経過観察を往診により行うための経費	①中和抗体薬投与往診協力金 24,750円/回 (投与時のみとする。) ②経過観察往診協力金 19,550円/回 (投与後1回までとする。)
訪問看護ステーション	診療所等の医師からの指示書に基づき、訪問により投与後の経過観察を行うための経費	訪問看護協力金 18,670円/回 (回数上限なしとする。)
バックアップ医療機関	診療所等から患者情報の共有を受け、投与後24時間以内の患者の病態悪化を確認できる体制の確保及び入院受入れ体制の確保のための経費	中和抗体薬投与後バックアップ協力金 120万円/月 (連携する地域の診療所等において往診による投与が実施された月のみとする。)

第6 交付手続

謝金の交付を受けようとする者は、以下の書類に必要事項を記入、押印の上、別に指定する日までに別に指定する送付先宛てに送付する。

(1) 診療所等

- ・実績報告書（別記様式2-1）
- ・第3条（1）、（2）の事業を実施した日の診療報酬明細書（外来）の写し（傷病欄に「新型コロナウイルス感染症」の患者である旨の記載があること。）
- ・支払金口座振替依頼書（東京都指定様式）
- ・印鑑登録証明書

(2) 訪問看護ステーション

- ・実績報告書（別記様式2-2）
- ・第3条（3）の事業を実施した日の訪問看護療養費明細書の写し（主たる傷病名欄等に「新型コロナウイルス感染症」の患者である旨の記載があること。）
- ・投与した医療機関から提出された訪問看護指示書（別記様式3）の写し。
- ・支払金口座振替依頼書（東京都指定様式）
- ・印鑑登録証明書

(3) バックアップ医療機関

- ・実績報告書（別記様式2-3）
- ・第3条（4）の事業に係わる診療所等が作成した実施報告書（別記様式2-1）の写し。
- ・支払金口座振替依頼書（東京都指定様式）
- ・印鑑登録証明書

第7 交付決定及び交付

謝金の交付決定及び交付は、次のとおりとする。

- (1) 健康危機管理担当局長は、第6条に掲げる種類の提出があったときは、内容の確認

を行い、謝金の交付決定を行うものとする。

(2) 健康危機管理担当局長は、前号の規定により交付決定を行ったときは、交付決定を行った医療機関の開設者に対して、速やかに謝金を支払う。

第8 事務の委託

健康危機管理担当局長は、この謝金に係る事務の一部を、当該事務等を適切に行うことができる法人等に委託することができる。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。